

武蔵村山市第四次男女共同参画計画

令和2年度（2020年度） 推進状況調査報告書

武蔵村山市男女共同参画推進委員会
令和4年3月

はじめに

武蔵村山市では、平成12年に「武蔵村山市男女共同参画計画」（計画期間：平成12年度～21年度）、平成22年に「武蔵村山市第二次男女共同参画計画」（計画期間：平成22年度～26年度）、平成27年に「武蔵村山市第三次男女共同参画計画」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

そして、令和2年に「武蔵村山市第四次男女共同参画計画」（計画期間：令和2年度～6年度）を策定し、基本理念「誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう」のもと、全ての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

本報告は、「武蔵村山市第四次男女共同参画計画」に登載した63事業について、令和2年度における施策の進捗状況を取りまとめ、各事業における取り組みの評価を行うとともに、次期計画である「武蔵村山市第五次男女共同参画計画」（計画期間：令和7年度～11年度）及び男女共同参画社会の実現に向けた推進活動の指針とするものです。

目次

推進状況調査の概要

| | |
|---------|---|
| 1 調査の目的 | 1 |
| 2 調査の内容 | 1 |

各課推進状況調査結果

| | |
|------------------------------|----|
| 3 武蔵村山市第四次男女共同参画計画の体系 | 2 |
| 4 武蔵村山市第四次男女共同参画推進状況調査結果 | 4 |
| 基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 | 4 |
| ① 女性活躍の推進 | 4 |
| ② 仕事と家事・育児・介護の両立の推進 | 5 |
| ③ 働く場での男女共同参画の推進 | 6 |
| 基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶 | 7 |
| ① 各種ハラスメントの防止と被害者支援 | 7 |
| ② 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 | 8 |
| 基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり | 11 |
| ① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消 | 11 |
| ② 性の多様性の尊重 | 12 |
| ③ ライフステージに対応した健康支援 | 13 |
| ④ 多文化共生の推進 | 14 |
| 基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進 | 15 |
| ① 地域社会での男女共同参画の推進 | 15 |
| ② 防災分野での男女共同参画の推進 | 15 |
| 5 自己評価調査結果 | 16 |
| 6 男女共同参画推進市民委員からの意見 | 17 |

参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿
武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱
武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

推進状況調査の概要

1 調査の目的

武蔵村山市第四次男女共同参画計画に登載されている63事業を、基本目標ごとに取りまとめ、計画の推進状況を明らかにするとともに、今後における武蔵村山市第四次男女共同参画計画の推進のための指針とします。

2 調査の内容

調査結果の見方

調査項目① 2年度実施内容
令和2年度に実施した内容を記載しています。

3年度に実施する目標・内容を各課が記入します。ここに記入した目標が取り組まれているかどうか、次年度に確認します。

| No. | 事業名 | 事業内容 | 2年度実施内容 | 目標値 | 評価 | 3年度目標 |
|-----|---|--|--|--|----|--|
| | 担当課 | | | 現状値 | | |
| 1 | 復職・再就職等を支援する講座の開催【 重点事業 】 協働推進課 | 働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上(スキルアップ)のための研修を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。 【重点目標】 (1)参加者数、講座の開催回数 (2)満足度 | (1)Aウイメンズチャレンジプロジェクト・起業のたねvol.3 A28人/2回 (1)B再就職講座 (2)参加者満足度80% | (1)年2回以上 (2)70% 1)A28人/2回 B— 2)80% | B | (1)A@講座/18人/3回 B再就職講座/6人/1回 C就職相談/6人/1回 (2)80% 市報にて講座の周知を行う。 |

この事業で実施すべき内容を記載しています。

この事業の名称と、担当する課を記載しています。一つの事業を複数の課が担当している場合もあります。

調査項目② 現状値 (重点事業のみ) 重点事業には令和2年度までに達成する目標値と、令和2年度の現状値を記載しています。

調査項目③ 評価
令和2年度の目標に対する各課自己評価を記載しています。評価区分は以下の通りです。

- A 十分進捗し、大きな成果が得られている。
- B 概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
- C 事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
- D 不十分で課題が多い。
- E 事業を実施していない。

各課推進状況調査結果

3 武蔵村山市第三次男女共同参画計画の体系

基本理念

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

基本目標

目標1 女性活躍と
ワーク・ライフ・バランスの推進

目標2 あらゆるハラスメントの根絶

目標3 誰もが平等を
実感できるまちづくり

目標4 すべての分野での
男女共同参画の推進

| 主要課題 | 施策 |
|----------------------------------|---|
| ① 女性活躍の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①女性の活躍の場を広げるための支援 ②女性の活躍の場づくり ③意思決定過程への女性参画の推進 ④男性の意識改革の推進 |
| ② 仕事と家事・育児・介護の両立の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①ワーク・ライフ・バランス推進への意識の醸成 ②ワーク・ライフ・バランスを進める市民の支援 |
| ③ 働く場での男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①市役所での男女平等意識の醸成 ②働く場での男女平等意識の醸成 ③男女共同参画に取り組む事業者の支援 |
| ① 各種ハラスメントの防止と被害者支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①各種ハラスメントの未然防止のための意識の醸成 ②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援 |
| ② 配偶者等からの暴力防止と被害者支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①人権尊重と暴力の未然防止のための意識の醸成 ②早期発見と暴力被害者への支援 ③関係機関との連携体制の強化 |
| ① 男女平等の意識づくりと 固定的な性別役割分担意識の解消 | <ul style="list-style-type: none"> ①生活の場での男女平等意識の醸成 ②学校での男女平等意識の醸成 |
| ② 性の多様性の尊重 | ○性の多様性に関する意識の醸成 |
| ③ ライフステージに対応した健康支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①健康づくりのための意識の醸成 ②健康づくりのための支援 |
| ④ 多文化共生の推進 | ○国際交流・理解の推進 |
| ① 地域社会での男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域社会での男女平等意識の醸成 ②地域住民の交流促進 |
| ② 防災分野での男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①防災分野での女性参画推進 ②男女共同参画での視点を踏まえた防災対策 |

4 武蔵村山市第四次男女共同参画推進状況調査結果

基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

① 女性活躍の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 2年度実施内容 | 目標値 | 評価 | 3年度目標 |
|-----|-------------------------|--|--|----------------------------|----|--|
| | 担当課 | | | 現状値 | | |
| 1 | 復職・再就職等を支援する講座の開催【重点事業】 | 働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上（スキルアップ）のための研修等を行います。復職・再就職者数等の把握により、成果を意識した事業展開を図ります。 【重点目標】 (1)参加者数、講座の開催回数 (2)満足度 | (1)Aウィメンズチャレンジプロジェクト・起業のたねvol.3 A28人/2回 (1)B再就職講座 (2)参加者満足度80% | (1)年2回以上 (2)70% | B | (1)A◎講座/18人/3回 B再就職講座/6人/1回 C就職相談/6人/1回 (2)80% 市報にて講座の周知を行う。 |
| | 協働推進課 | | | (1)A28人/2回 B— (2)80% | | |
| 2 | 女性リーダー育成【重点事業】 | 本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることを徹底します。 【重点目標】 (1)研修・講座の開催回数 (2)満足度 | (1)ウィメンズチャレンジプロジェクト・起業のたねvol.3 2回 (2)参加者満足度80% | (1)年1回以上 (2)70% | B | (1)◎企画リーダー育成講座/3回 (2)70% 市報にて講座の周知を行う。 |
| | 協働推進課 | | | (1)2回 (2)80% | | |
| 3 | 女性の起業に関する情報提供・支援 | 一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して支援します。 | 就業、創業、再就職、キャリアアップなど不安や悩みを解消したい方対象「女性のためのチャレンジ相談」4回実施する。 (1)4回 (2)4人 | / | B | (1)「女性のためのチャレンジ相談」/毎月実施 (2)3人 市報にて講座の周知を行う。 |
| | 協働推進課 | | | | | |
| 4 | 農業、自営業への男女共同参画 | 農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。 | 農業は座談会においてチラシの配布を行った。 | / | B | 認定農業者改善計画個別相談等の機会をとらえて申請者に案内する。 |
| | 産業観光課 | | | | | |
| 5 | 各種審議会等への女性の参画促進【重点事業】 | 本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。 【重点目標】 女性参画比率 | 審議会等委員の女性参画率32.3% | 40% | C | 審議会等委員の女性参画率33% |
| | 全課 | | | 32.3% | | |
| 6 | 市役所における女性管理職登用の促進 | 本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性職員に対し、管理職試験の受験を促します。 | 管理職昇任選考により、1名が管理職に昇任した。 | / | B | 引き続き管理職昇任選考により、女性管理職の割合が向上するよう努める。 |
| | 職員課 | | | | | |
| 7 | 女性教員の管理職登用の促進 | 教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。 | 各小・中学校長を通じて、受験資格のある教員へ受験を促した。令和2年度は、校長職選考において3名中1名、副校長職選考においては、7名中3名女性を受験した。 | / | B | 教員としてのライフステージを具体的に描き、志をもって職務に励むことができるよう、該当する教員に対し、管理職への受験を積極的に促す。 |
| | 教育指導課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|---------------------------------|--|---|--|---|---|
| 8 | 広聴機会の充実 | 市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。 | 新型コロナウイルス感染症の影響でタウンミーティングを中止 | | E | 年1回 |
| | 秘書広報課 | | | | | |
| 9 | 男性の意識改革と家事スキル向上への講座の開催 | 男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。 | (1)「パパと子どもでポテサラチャレンジ」実施 1回、5組(10人) | | B | (1)Aパパと子どもを対象にした講座/1回 B男性対象講座/1回 ○家庭内での家事育児役割分担等の意識啓発 |
| | 協働推進課 | | | | | |
| 10 | 男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業所への働きかけ | 男性の育児休業取得率向上のための事業所の取組を支援します。併せて、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図ります。 | (1)男女共同参画週間に合わせ、緑が丘ふれあいセンター内にてパネル展実施 年1回 (2)3回 | | B | (1)・男女共同参画週間に合わせ、緑が丘ふれあいセンター及び市役所にてパネル展を実施する。 ・SNSでの啓発を行う。 (2)年1回以上の情報誌の発行。情報誌55号(9月発行予定)にて男性の育休、ワーク・ライフ・バランス等の特集記事掲載 |
| | 協働推進課 | | | | | |

② 仕事と家事・育児・介護の両立の推進

| | | | | | | |
|----|--------------------------|---|---|--------------------|---|---|
| 11 | 長時間労働縮減に向けた啓発 | 市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。 | チラシやパンフレットを窓口を設置し、商工会へ情報提供を行った。 | | B | チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供 |
| | 産業観光課 | | | | | |
| 12 | 家庭内での男女平等意識の推進 【重点事業】 | 夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を強化します。 【重点目標】 (1)講座の開催回数 (2)家庭内での男女平等感 | (1)男性子ども支援講座「パパと子どもでポテサラチャレンジ」年2回 (2)80% | (1)年2回以上 (2)70% | A | (1)Aママのためのわいわいカフェ/4回 B健康講座/2回 C㊦講座/1回 D男性対象講座/1回 (2)70% |
| | 協働推進課 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------------------------|---|--|--|---|--|--|
| 13 | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種支援 | 事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。特に、育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、待機児童の解消に向けた取組を進めています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっての阻害要因を分析し、その解消に向けた事業者や市民の取組を支援します。 | (1)情報誌の発行 3回 (2)啓発活動（パネル展等） (3)講座の開催 全8回 (協働推進課) | B | (1)3回 (2)1回 (3)Aシングルマザー支援/4回 B健康講座/2回 (協働推進課) | |
| | 協働推進課 産業観光課 子ども子育て支援課 子ども青少年課 高齢福祉課 | | チラシやパンフレットを窓口設置し、商工会へ情報提供を行った。 (産業観光課) | | B | チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供 (産業観光課) |
| | | | 18歳までの子どもや保護者の悩みやストレスの軽減を図るため相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関との調整、支援を行った。 (子ども子育て支援課) | | B | 18歳までのすべての子どもとその家庭の相談に応じ、子どもや保護者のストレス軽減に努めます。 (子ども子育て支援課) |
| | | | 保育所の建て替えに伴い、定員枠の拡大。保育所に弾力的運用による受入れ態勢の確保。保育士の処遇改善や宿舍借上補助を行い保育士の確保に努めた。 (子ども青少年課) | | C | 女性が育児のために仕事を辞めることのないよう、保育所等における保育サービスを実施するとともに、待機児童の減少を目指す。 (子ども青少年課) |
| 14 | 特に支援を要する市民に対する支援の充実 | 生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。 | 令和元年度婦人相談員会議及び研修参加 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | B | 引き続き広報活動により市民への周知を図り、庁内外で開催される研修等を受講し、支援の充実を図る。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | |
| | | | 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会が開催されなかった。 (障害福祉課) | | E | 1名受講 (障害福祉課) |
| | | | 自立支援教育訓練給付金0名 高等職業訓練促進給付金5名 (子ども青少年課) | | B | 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業で経済的な自立や就労支援を行う。 (子ども青少年課) |
| 福祉総務課 障害福祉課 子ども青少年課 生活福祉課 | | | 就労希望の対象者に対し、積極的に就労支援事業の参加を促したほか、対象者のニーズに合わせた就労支援を行った。 (生活福祉課) | B | 対象者の技能習得や相談等の支援の質の向上と本人の能力にあった就労支援等を実施する。 (生活福祉課) | |

㊦ 働く場での男女共同参画の推進

| | | | | | |
|----|---------------|--|--|---|---|
| 15 | 職員への男女平等研修の実施 | 市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。 | (1)庁内研修は未実施。 (2)派遣研修は、人権啓発研修(LGBT)に3名、男女共同参画研修に2名を派遣。 | C | (1)庁内研修年1回(40名程度)実施。 (2)派遣研修3名から4名を派遣。 |
| | 職員課 | | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|---|---|---------------|---|--|
| 16 | 育児・介護休業取得に向けての環境づくり【重点事業】 | 市職員が育児・介護休業を取得しやすい環境にするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。 【重点目標】 男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者の割合 | 令和2年度(単年度)における取得率は44.4%であった。新たに取得可能となった男性職員に対し、各種制度を紹介した冊子「すこやかな成長を願って」を配布し、育児休業の説明をするなど、取得促進を図った。 また、育児休業の対象となる男性職員及びその所属長に対し、育児休業取得の提案及び個人の事情等に配慮した具体的な情報提供を行った。 | 15% (5年平均) | A | 更なる取得率の向上に取り組む。 育児休業等についての資料を各課に配布し、事前に制度の周知を図る。 特に、該当の職員及び所属長に対し、より積極的な周知を図る。 |
| | 職員課 | | 44.4% | | | |
| 17 | 市民・事業者に向けた情報提供 | 就労場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。市民に対しては、多様な労働形態についての情報提供を行います。 | チラシやパンフレットを窓口を設置し、商工会へ情報提供を行った。 | / | B | チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供 |
| | 産業観光課 | | | | | |
| 18 | 職場環境の見直し、意識改革の推進 | 市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。 | チラシやパンフレットを窓口を設置し、商工会へ情報提供を行った。 | / | B | チラシやパンフレットの窓口設置、商工会への情報提供 |
| | 産業観光課 | | | | | |
| 19 | ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定【重点事業】 | ワーク・ライフ・バランス推進事業所を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。 【重点目標】 認定企業数 | 認定制度案の作成 | 合計 5企業 | D | (1)1企業を認定 ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度の構築と制度実施 |
| | 協働推進課 | | | 0企業 | | |

基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶

① 各種ハラスメントの防止と被害者支援

| No. | 事業名 | 事業内容 | 2年度実施内容 | 目標値 | 評価 | 3年度目標 |
|-----|---------------------------|--|--|--|----|--|
| | 担当課 | | | 現状値 | | |
| 20 | あらゆるハラスメント防止に向けた広報・啓発 | 市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報や、ホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。 | (1)パネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで発信 年1回 (2)情報誌の発行 3回 | / | B | (1)パネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで発信 (2)3回 |
| | 協働推進課 | | | | | |
| 21 | 庁内等におけるあらゆるハラスメント対策【重点事業】 | 就労の場(市役所)、教育の場(学校)におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。 【重点目標】 (職員課) (1)職員研修の実施 (2)参加率 80% (職員課) | (1)職員研修の実施 42人(庁内研修) 7人(派遣研修) (2)参加率 80% (職員課) | 職員課 (1)受講人員全職員 (2)100% 教育指導課 (1)年1回 (2)100% | B | (1)(1)職員研修の実施 受講人員 管理職等 (2)参加率100% (職員課) |
| | 職員課 教育指導課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|--------------------------------------|--|--|---|------------|---|
| 22 | セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為*等の被害者支援の充実 | セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。 | 配慮が必要な相談等には個室相談を実施し、危険回避を図った。 (1)年1回 (2)60%程度 | / | B | 臨床心理士による相談は実施予定はない。引き続き配慮が必要な相談等には個室相談を実施し、危険回避を図る。 (1)年1回 (2)60%程度 |
| | 福祉総務課 | | | | | |
| 23 | 庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実 | 就労の場(市役所)、教育の場(学校)において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。 | ハラスメントの相談等に対し、迅速かつ適切に対応した。 (職員課) 令和3年度中の整備に向けた検討を行った。 (教育指導課) | / | B D | 武蔵村山市職員ハラスメント防止の指針に基づき、引き続き苦情相談・苦情処理体制の充実を図る。 (職員課) 令和3年度中に、各種ハラスメントに対応できる相談窓口を整備する。 (教育指導課) |
| | 職員課 教育指導課 | | | | | |

② 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

| | | | | | | |
|----|---------------------------------|--|---|--|------------|--|
| 24 | 人権尊重教育の推進 | 子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。 | 人権擁護委員による人権教室の開催回数 年2回実施 (秘書広報課) 特別の教科 道徳の授業実施数 年35回実施 (教育指導課) | / | C A | 年3回 (秘書広報課) 年35回実施 (教育指導課) |
| | 秘書広報課 教育指導課 | | | | | |
| 25 | DVについての関係者の理解促進 | DV被害を発見する可能性の高い学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DVについて理解を深める機会を提供します。 | 啓発活動(パネル展等) 年1回 (協働推進課) | / | B | パネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで発信 |
| | 協働推進課 | | | | | |
| 26 | 若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進 | DVやデートDVに対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。 | (1)啓発活動(パネル展等) 年1回 (協働推進課) 性情報の取扱いについての授業を実施した数 年1回 (教育指導課) | / | B A | (1)パネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで発信 (協働推進課) 年1回実施 (教育指導課) |
| | 協働推進課 教育指導課 | | | | | |
| 27 | あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進 【重点事業】 | 就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。特に、市内事業所の事業主及び従業員に対して積極的な啓発を行います。 【重点目標】 (協働推進課) (1)啓発活動の実施回数 (2)理解度 (秘書広報課) (1)啓発活動の実施回数 (2)人権相談の認知度 | (1)啓発活動(パネル展等)の実施回数 年1回 (2)理解度 — (協働推進課) | 【協働推進課】 (1)年1回以上 (2)70% 【秘書広報課】 (1)年1回以上 (2)70% | B | (1)DV防止週間(11月)パネル展示の他、ホームページ、SNSで啓発を行う。同時にアンケートを実施する。 (2)70% (協働推進課) |
| | 協働推進課 秘書広報課 | | | | | |
| 28 | 児童虐待防止に向けた見守り体制の強化 | 児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。 | 個別ケース検討会議 35回実施 | / | B | 要保護児童の早期発見や適切な保護のため、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催する。 |
| | 子ども子育て支援課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|--------------------------------------|---|---|--|---|---|
| 29 | メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進 | メディアの多様化や新たなメディアの普及により、これまでに比べて膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。本市を含めた行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることを踏まえ、使用する表現に十分配慮します。多くの市民が各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力(メディア・リテラシー)を身に付けることができるよう、学習機会を提供します。また、子どもの目線に立った学習ができるよう、親子参加型の講座を実施します。 | (1)・新聞切り抜き/毎日 ・図書展示/2回 (協働推進課) | B | メディア・リテラシーに関する公民館講座実施に向けた調整等を行う。なお、令和3年度の公民館講座ではメディア・リテラシーに関する内容の講座の予定はない。 (協働推進課) | |
| | 協働推進課 文化振興課 | | 公民館講座「正しいスマホの使い方」(3日間)を実施した。参加者:延べ17名 内容:スマートフォン詐欺の実例や被害から身を守る方法等 (文化振興課) | | (1)こころの保健室を毎月1回実施する。 (2)法律相談を毎月2回実施する。 (文化振興課) | |
| 30 | 相談業務の充実 | DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口等において、相談員を中心とする職務関係者からの二次被害が生じないようにするため、あらゆる職務関係者の資質向上に努めます。 | (1)こころの保健室実施回数 毎月1回 (2)法律相談実施回数 毎月2回 (協働推進課) | B | (1)こころの保健室を毎月1回実施する。 (2)法律相談を毎月2回実施する。 (協働推進課) | |
| | 協働推進課 福祉総務課 | | (1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講する。 (2)相談内容の達成度を評価する。 (福祉総務課) | | 協働推進課による周知活動とともに啓発グッズの設置等事業を継続してゆく。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | |
| 31 | 被害者の状況に応じた相談機能の充実 | 外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に応じます。 | 来窓する市民の多様な状況を支援できるよう柔軟に対応した。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | B | 来窓する市民の多様な状況を支援できるよう柔軟に対応する。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | |
| | 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 | | 高齢福祉課及び地域包括支援センターが中心となり、高齢者における被害に応じた相談体制を整備した。 (高齢福祉課) | | B | 前年度に引き続き、高齢者における被害に応じた相談体制を整備する。 (高齢福祉課) |
| | | | 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会が開催されなかった。 (障害福祉課) | | E | 1名受講 (障害福祉課) |
| | | 面接相談員や高齢者支援員を配置し、相談体制の確保に努めた。 (生活福祉課) | B | 相談体制の更なる充実により、相談業務の質を向上させる。 (生活福祉課) | | |
| 32 | 健診等による被害者発見時の対応 | DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。 | 訪問、面接等におけるDV等の相談件数は2件だった。相談を受けた場合は母子相談へつなげている。 | B | 随時対応 | |
| | 子ども子育て支援課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|--|--|--------------------------|--|
| 33 | 被害者発見時の通報の周知 | 市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。 | <p>婦人等自立支援相談員としてDV防止法に基づき、被害者への対応にあたった。</p> <p>(1)年1回 (2)60%程度</p> <p>(福祉総務課)</p> | | B | <p>婦人等自立支援相談員を通じ、被害者に対して円滑な保護対策を講じる。</p> <p>(1)年1回 (2)60%程度</p> <p>(福祉総務課)</p> |
| | 福祉総務課 教育総務課 教育指導課 | | <p>DV相談については関係機関と連携しながら、問題発生時に速やかに対応することができた。</p> <p>(教育総務課)</p> | | B | <p>学校にDVの現状やDV防止法を周知するとともに、必要としている支援を適時に行うことができるようにする。</p> <p>(教育総務課)</p> |
| | | | <p>年1回</p> <p>(教育指導課)</p> | | A | <p>年1回校長会において周知を行う。</p> <p>(教育指導課)</p> |
| 34 | 被害者の安全確保 | 保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設(シェルター)を活用します。 | <p>安全確保のため、被害者に十分な注意説明を実施した。</p> <p>(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講。</p> <p>(2)相談内容の達成度60%を評価</p> <p>(福祉総務課)</p> | | B | <p>避難のため緊急一時保護施設(シェルター)を活用する。</p> <p>(1)年1回 (2)60%程度</p> <p>(福祉総務課)</p> |
| | 福祉総務課 子ども子育て支援課 | | <p>緊急一時保護施設数1か所</p> <p>(子ども子育て支援課)</p> | | B | <p>保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設(シェルター)を確保する。</p> <p>(子ども子育て支援課)</p> |
| 35 | 特に支援を要する様々な被害者への対応 | 特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の利用について検討します。 | <p>(1)相談員が生活や就労支援、社会保障等の研修を年1回程度受講。</p> <p>(2)相談内容の達成度を60%程度と評価。</p> <p>(福祉総務課)</p> | | B | <p>福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用する。</p> <p>(1)年1回 (2)60%程度</p> <p>(福祉総務課)</p> |
| | | | <p>支援を必要とする高齢者の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、保護施設を確保した。</p> <p>(高齢福祉課)</p> | | B | <p>支援を必要とする高齢者の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、引き続き保護施設の確保に努める。</p> <p>(高齢福祉課)</p> |
| | <p>関係機関と協議を実施した。</p> <p>(障害福祉課)</p> | | D | | <p>検討</p> <p>(障害福祉課)</p> | |
| | 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 | <p>相談内容に応じて適切な施設等への入所支援等を行った。</p> <p>(生活福祉課)</p> | B | <p>福祉施設等との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。</p> <p>(生活福祉課)</p> | | |
| 36 | 被害者への対応に対する留意 | 被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。 | 関係各課による連携や情報共有を行い、DV被害者が安心して生活できる環境づくりを整備していく。 | | A | <p>引き続き、個人情報の取扱いに十分注意しながら、関係各課の連携を強化して被害者が安心して生活できる環境づくりを整備していく。</p> |
| | 全課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|--|--|---|--|--|
| 37 | 子どもがいる家庭に対する支援 | 子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。 | 学校や保育園等の関係機関と連携し、子供が教育や保育が受けられるよう支援を行った。 (子ども子育て支援課) | A | 学校や保育園等の関係機関と連携し、子供が教育や保育が受けられる体制を整える。 (子ども子育て支援課) | |
| | 子ども子育て支援課 子ども青少年課 教育総務課 | | 関係機関と連携しながら、子育てに必要な情報を周知することができた。 (教育総務課) | | C | 必要に応じて就学援助費支給申請後に、市が作成している子育てサポートのパンフレット等を配布する。 (教育総務課) |
| 38 | 関係機関との連携強化 | DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。 | コロナ禍により、行政機関等連絡会が開催できなかったが、各関係機関とは密に連携した。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | B | 行政機関等連絡会の開催及び関係機関との連携強化を図る。 (1)年1回 (2)60%程度 (福祉総務課) | |
| | 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 | | 弁護士、福祉専門職、社会福祉協議会、市等が参加する高齢者の権利擁護に係る会議を10回開催し、情報共有及び連携を図った。 (高齢福祉課) | | A | 弁護士、福祉専門職、社会福祉協議会、市等が参加する高齢者の権利擁護に係る会議を開催し、引き続き情報共有及び連携を図る。 (高齢福祉課) |
| | | | 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会が開催されなかった。 (障害福祉課) | | E | 年1回開催 (障害福祉課) |
| | | | 相談内容に応じて適切な施設等へ案内を行った。 (生活福祉課) | | B | 福祉関係者との連携を強化し、福祉施設等を活用した確実な保護の実施を行う。 (生活福祉課) |

基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり

① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

| No. | 事業名 | 事業内容 | 2年度実施内容 | 目標値 | 評価 | 3年度目標 |
|-----|-----------------------|--|--|------------------------------------|----|--|
| | 担当課 | | | 現状値 | | |
| 39 | 男女平等に関する各種情報の提供【重点事業】 | 多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。特に、男性の意識改革に向けて啓発の強化を図ります。 【重点目標】 (1)パネル展の開催回数/情報誌の配布数 (2)満足度 | (1)Aパネル展の開催回数 10回 B情報誌の配布数 3回 (2)満足度 — | (1)10回/30企業 (2)70% | B | (1)Aパネル展/10回 B・情報誌配布/30企業目標 ・情報誌54号(1,000部)6月発行予定 ・情報誌55号全戸配布(15,000部)9月発行予定 ・情報誌56号(1,000部)12月発行予定。 (2)70% |
| | 協働推進課 | | | (1)パネル展10回 情報誌の配布 3回 (2)— | | |
| 40 | 男女共同参画週間事業の実施 | 固定的な性別役割分担意識やジェンダーに捉われず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。 | (1)緑が丘ふれあいセンター内でのパネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで啓発 年1回 | | B | (1)パネル展示、図書展示、ホームページ、SNSで年1回以上の啓発活動の実施 |
| | 協働推進課 | | | | | |

| | | | | | | |
|----|------------------------------|--|--|---|----------|---|
| 41 | 学習機会の提供の充実 【重点事業】 | 多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組めます。 | (1)健康講座、ママのためのわいわいカフェ他/計7回 (2)80% (協働推進課) | (協働推進課) 年5回以上/90% (文化振興課) 年2講座 | B | (1)年5回以上を目標に講座を実施 (2)参加率調査 定員の90% (協働推進課) |
| | 協働推進課 文化振興課 | 【重点目標】 (協働推進課) 講座の開催回数/参加率 (文化振興課) 家庭教育講座 | 1講座実施 ※新型コロナウイルスの感染状況から、予定していた講座を一部中止した。 (文化振興課) | (協働推進課) 年7回/80% (文化振興課) 年1講座 | B | 2講座実施予定 (文化振興課) |
| 42 | 男女平等の視点での市刊行物への留意 | 本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。 | 文化振興課の刊行物等は男女平等の視点での発行に心がけた。(文化振興) | / | B(文化振興課) | 文化振興課の刊行物は男女平等の視点での発行に心がける。(文化振興) |
| | 全課 | | | | | |
| 43 | 教職員研修 | 教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。 | (1)法定研修開催回数 2回 (2)OJT研修実施校 14校 | / | A | (1)2回以上 (2)14校 |
| | 教育指導課 | | | | | |
| 44 | 男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進 | 児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。 | 男女平等の視点に基づき生活指導、進路指導等を行った。 | / | B | 男女平等の視点に基づき生活指導、進路指導等を行う。 |
| | 教育指導課 | | | | | |

② 性の多様性の尊重

| | | | | | | |
|----|--------------------------|--|--|----|---|--|
| 45 | 年代に応じた性教育の推進 | 性別による身体について十分に理解し、性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。 | 市内14校でLGBTに関する授業を実施した。 (教育指導課) | / | A | 市内14校でLGBTに関する授業を実施する。 (教育指導課) |
| | 教育指導課 協働推進課 | | (1)LGBTQ、SOGI、ジェンダーを啓発する情報を年3回掲載 (協働推進課) | | | A |
| 46 | 性の多様性に関する理解の促進 【重点事業】 | 性の多様性を取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、パートナーシップ制度等の具体的な施策について検討します。 【重点目標】 性的少数者に対する直接支援 | ○HPにてLGBTQ、SOGI、ジェンダーを啓発する情報を掲載 | 実施 | B | ○庁内掲示板にて、職員に対し性の多様性について意識啓発を図る。 ○LGBTQ、SOGI、ジェンダーについてパネル展やSNSで啓発する。 |
| | 協働推進課 | | | | | |
| 47 | 小・中学校における個別の支援 | 性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。 | 性的少数者である児童・生徒の実態を把握するとともに、適切な個別の対応がとれるよう、教職員の理解を一層推進するための研修会を実施した。 | / | A | 性的少数者である児童・生徒の実態を把握するとともに、適切な個別の対応がとれるよう、教職員の理解を一層推進するための研修会を実施する。 |
| | 教育指導課 | | | | | |

③ ライフステージに対応した健康支援

| | | | | | |
|----|--------------------|---|---|---|--|
| 48 | 学習機会の提供の充実 | 健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。 | 新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。 | E | 感染状況を見ながら講演会の開催を検討していく。 |
| | 子ども子育て支援課 | | | | |
| 49 | 心とからだの健康づくりの推進 | 健康寿命をのばそう教室 ヨガ体操教室 骨粗しょう症予防教室 ピラティス教室 健康づくり生き活き運動塾 ウォーキング教室 肩こり腰痛予防教室 男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。 【重点目標】 (健康推進課) 健康教室事業等の参加者数 (スポーツ振興課) 市主催事業の参加者数/総合体育館の利用者数 | 延べ参加人数97人 (健康推進課) | C | 参加者の拡充を図るべく、ヨガ体操教室及び肩こり腰痛予防教室の一部を夜間に開催し、事業の充実にも努める。 (健康推進課) |
| | 健康推進課 スポーツ振興課 | (1)心身障害者(児)グラウンド・ゴルフ教室の開催 (2)個人開放、トレーニング室、自主事業、短期教室、単発イベント、スクールパートナー教室、幼児体育室、ランニング走路等 (スポーツ振興課) | (健康推進課) 延べ97人/年 (スポーツ振興課) (1)18人 (2)延べ55,161人 | | |
| 50 | 更年期を理解するための情報提供 | 更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。 | 電話等の問い合わせに対し、保健師が対応した。また、必要に応じて医療機関を紹介した。健康教室(骨粗しょう症予防教室)では、更年期による体の変化について話をした。 | B | 引き続き電話相談等を行う。 |
| | 健康推進課 | | | | |
| 51 | 健康相談の充実 | 各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。 | 5回実施。密を避けるため呼び出し時間を前半、後半とに分けた(各15名ずつ)。 (健康推進課) | C | 骨の状態をチェックし、その結果に基づき生活改善の相談を行い、市民の健康に対する関心を高める。 (健康推進課) |
| | 健康推進課 子ども子育て支援課 | 妊婦健診14回、乳幼児健診16回、乳幼児歯科健診11回、各種教室5回~11回(年間) (子ども子育て支援課) | | | |

| | | | | | | |
|----|--------------------|---|--|--|---|--|
| 52 | 妊産婦のための相談体制の充実 | 妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。 | ・「子育て世代包括支援センターハグはぐ・むらやま」で母子手帳交付時に、保健師が全ての妊婦と面接を実施。妊娠から子育て期にわたる相談に応じた。 ・母子手帳交付、赤ちゃん訪問、健診等で広く周知した。 | | B | 引き続き「子育て世代包括支援センターハグはぐ・むらやま」を市民に周知し、利用者数の増加に努める。 |
| | 子ども子育て支援課 | | | | | |
| 53 | 女性に対する健(検)診事業の充実 | 女性特有のがん検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健(検)診の在り方を検討します。 | (1)延8医療機関 (2)乳がん(市募集)755人 乳がん(クーポン)155人 子宮がん(市募集)695人 子宮がん(クーポン)59人 (健康推進課) | | C | 例年どおり対象の方にはクーポンを送付し、女性特有のがん検診について周知に努める。また、市報・ホームページで周知を図る。 (健康推進課) |
| | 健康推進課 子ども子育て支援課 | | ・14回の妊婦健康診査の公費助成を推進し、母子手帳交付時に、健康診査について説明を行っている。 (子ども子育て支援課) | | | |
| 54 | 疾病の予防と健診事業の充実 | 各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健(検)診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。 | 【受診者数】 特定健診11,272人、胃940人、肺1,068人、大腸1,467人、子宮754人、乳915人 | | C | 節目年齢を対象とする無料クーポン券送付とともに、市報・ホームページでも周知に努め、各種がん検診を実施していく。 |
| | 健康推進課 | | | | | |

④ 多文化共生の推進

| | | | | | | | |
|----|---------------------------|--|---|--|---|---|--|
| 55 | 国際交流の推進と国際理解の促進 | 市民一人一人が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。市民同士の包括的な交流の推進という面で重要な意義を持つ国際姉妹都市提携の実施に向けて、取り組んでいきます。 | (1)新型コロナウイルス感染症拡大により中止 (協働推進課) | | E | (1)横田基地英語ツアーを開催し、市内の高校生と横田基地に住む外国人との交流を図る。 (協働推進課) | |
| | 協働推進課 教育指導課 企画政策課 | | 新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため中止とした。 (教育指導課) | | | E | 外国語教育の実践を通じて国際理解を促進する。 (教育指導課) |
| | | | 新型コロナウイルス感染症の影響で、オリンピックが延期されたため、交流事業を中止した。 (企画政策課) | | | E | モンゴル国のホスタウンとして、オリンピック開催を契機とした相互交流事業を実施する。 (企画政策課) |
| 56 | 国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催 | 世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場を再認識し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。 | ○緑が丘ふれあいセンター内でパネル展 年1回実施 | | B | (1)年1回以上イベントの開催 ○パネル展を実施 | |
| | 協働推進課 | | | | | | |

基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進

① 地域社会での男女共同参画の推進

| No. | 事業名 | 事業内容 | 2年度実施内容 | 目標値 | 評価 | 3年度目標 |
|-----|----------------------------------|--|---|--------------------|----|---|
| | 担当課 | | | 現状値 | | |
| 57 | 地域における男女平等の啓発 【重点事業】 | 各種イベントに男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。 【重点目標】 (1)パネル展(ブース)出展回数 (2)地域における男女平等感 | (1)パネル展(ブース)出展 1回 (2)地域における男女平等感 34.7% | (1)年1回以上 (2)70% | B | (1)年1回以上のパネル展実施及びアンケートの実施 (2)地域における男女平等感の調査 最終目標 70% |
| | 協働推進課 | | | (1)年1回以上 (2)40% | | |
| 58 | 男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携 【重点事業】 | 男女共同参画に資する活動を行っている市民団体を洗い出し、支援を行うことで、市民団体の意識を高めるとともに、連携を強化します。 【重点目標】 男女共同参画センターと連携して活動する団体数 | (1)男女共同参画センターと連携して活動する団体数 0団体 | 2団体 | D | (1)男女共同参画センターと連携して活動する団体数 2団体 |
| | 協働推進課 | | | 0団体 | | |
| 59 | 地域活動への支援 | ワーク・ライフ・バランスの実践により、市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援します。 | (1)新型コロナウイルス感染症拡大により中止 | | E | (1)ふれあいフェスティバルを実施し、地域活動への支援を行う(コロナの状況によっては要検討) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所パンフレットを発行及び配布を行い、周知を行う。 |
| | 協働推進課 | | | | | |

② 防災分野での男女共同参画の推進

| | | | | | | |
|----|------------------------|---|--|--|---|---|
| 60 | 消防団、自主防災組織への女性の参画促進 | 防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。 | 市HPを通じた広報を実施するとともに、年明けの消防団ニュースにて活動報告等周知を実施。 結果として、1名の新入団員を得ることができた。 | | B | 市報や市HP等での広報活動を実施するとともに、消防団の各種訓練等を通じ活動内容の周知を併せて図る。 |
| | 防災安全課 | | | | | |
| 61 | 男女共同参画の視点による地域防災計画の推進 | 地域防災計画の見直しに向け、防災会議に女性委員を積極的に登用し、男女共同参画の視点を反映させます。 | (1)3人 (2)年1回※令和2年度は防災会議を1回開催(書面)した。 | | C | (1)9人 防災会議委員の構成を見直し女性委員の比率3割を目標とする。 (2)年2回 |
| | 防災安全課 | | | | | |
| 62 | 避難所における男女共同参画の推進 | 災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。また、避難所管理運営マニュアル作成に際して、女性の意見も反映させます。 | (1)5人 (2)年6回※避難所運営マニュアル作成検討委員会(第一小学校、雷塚小)を開催(書面)した。 | | B | (1)10人 (2)年6回 |
| | 防災安全課 | | | | | |
| 63 | 女性の視点を踏まえた防災講習・イベントの開催 | 女性の視点を活かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災講習やイベントを開催します。 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いイベント等の実施なし。 (防災安全課) | | E | (1)10人 (2)年1回 (防災安全課) |
| | 防災安全課 協働推進課 | | | | | |

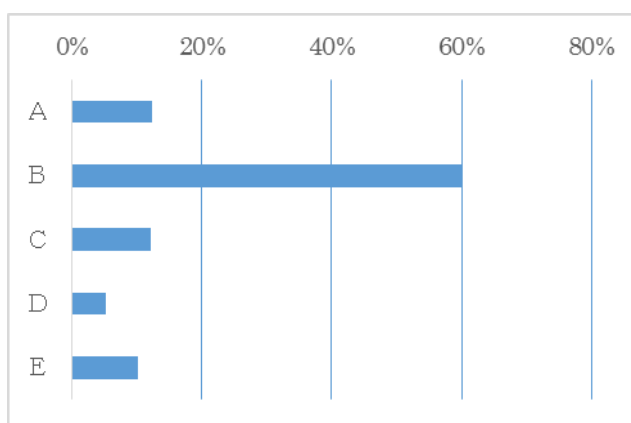
5 自己評価調査結果

自己評価：令和2年度に行った事業に対し、担当課が以下の区分に従い自己評価しています。

| | |
|---|----------------------------|
| A | 十分進捗し、大きな成果が得られている。 |
| B | 概ね進捗し、具体的な成果が得られている。 |
| C | 事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。 |
| D | 不十分で課題が多い。 |
| E | 事業を実施していない。 |

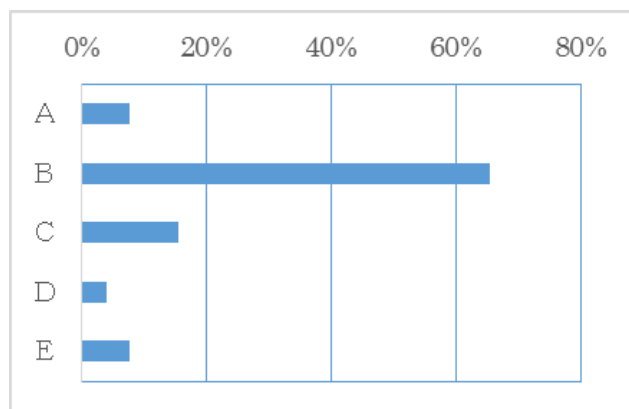
自己評価集計結果

| 評価 | 件数 | 構成比 |
|----|----|--------|
| A | 12 | 12.3% |
| B | 59 | 60.2% |
| C | 12 | 12.2% |
| D | 5 | 5.1% |
| E | 10 | 10.2% |
| 合計 | 98 | 100.0% |



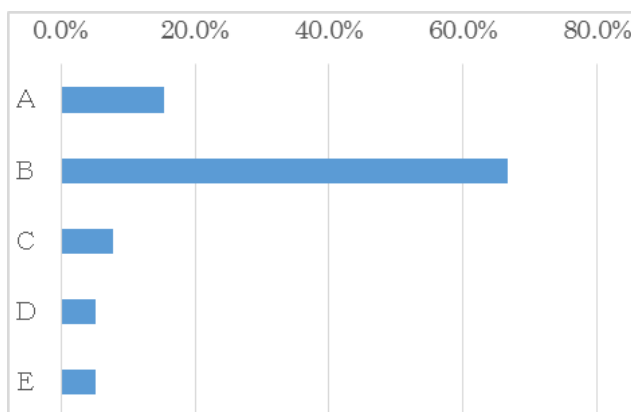
基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

| 評価 | 件数 | 構成比 |
|----|----|--------|
| A | 2 | 7.7% |
| B | 17 | 65.4% |
| C | 4 | 15.4% |
| D | 1 | 3.8% |
| E | 2 | 7.7% |
| 合計 | 26 | 100.0% |



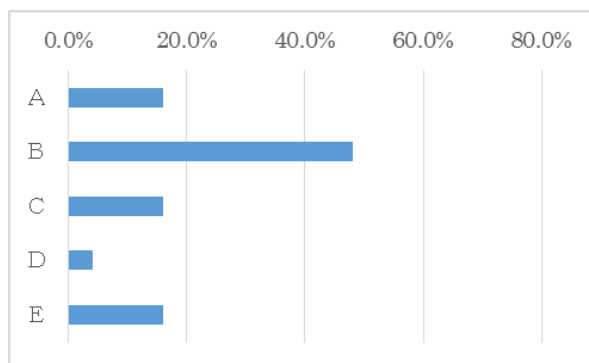
基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶

| 評価 | 件数 | 構成比 |
|----|----|--------|
| A | 6 | 15.4% |
| B | 26 | 66.7% |
| C | 3 | 7.7% |
| D | 2 | 5.1% |
| E | 2 | 5.1% |
| 合計 | 39 | 100.0% |



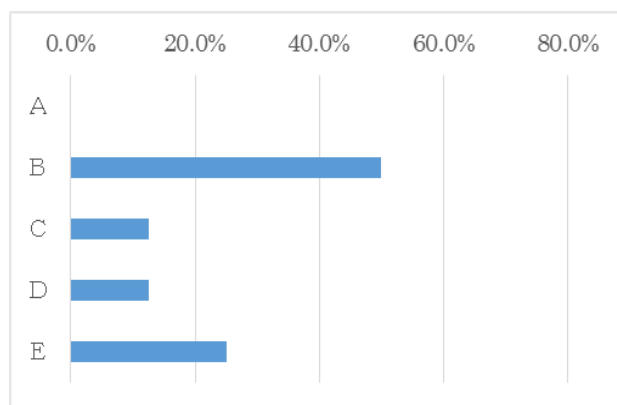
基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり

| 評価 | 件数 | 構成比 |
|----|----|--------|
| A | 4 | 18.0% |
| B | 12 | 48.0% |
| C | 4 | 16.0% |
| D | 1 | 4.0% |
| E | 4 | 16.0% |
| 合計 | 25 | 100.0% |



基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進

| 評価 | 件数 | 構成比 |
|----|----|--------|
| A | 0 | 0.0% |
| B | 4 | 50.0% |
| C | 1 | 12.5% |
| D | 1 | 12.5% |
| E | 2 | 25.0% |
| 合計 | 8 | 100.0% |



担当別自己評価一覧

| 担当課 | A | B | C | D | E |
|-----------|----|----|----|---|----|
| 秘書広報課 | | | 2 | | 1 |
| 企画政策課 | | | | | 1 |
| 職員課 | 1 | 3 | 1 | | |
| 防災安全課 | | 2 | 1 | | 1 |
| 協働推進課 | 2 | 19 | | 2 | 2 |
| 産業観光課 | | 5 | | | |
| 福祉総務課 | | 8 | | | |
| 高齢福祉課 | | 2 | 1 | | |
| 障害福祉課 | 1 | | | 1 | 3 |
| 子ども子育て支援課 | 1 | 7 | | | 1 |
| 子ども青少年課 | | 1 | 1 | | 2 |
| 生活福祉課 | | 4 | | | |
| 健康推進課 | | 1 | 4 | | |
| 教育総務課 | | 1 | 1 | | |
| 教育指導課 | 6 | 3 | | 1 | 1 |
| 文化振興課 | | 2 | | | |
| スポーツ振興課 | | | | 1 | |
| 全課 | 1 | 1 | 1 | | |
| 合計 | 12 | 59 | 12 | 5 | 10 |

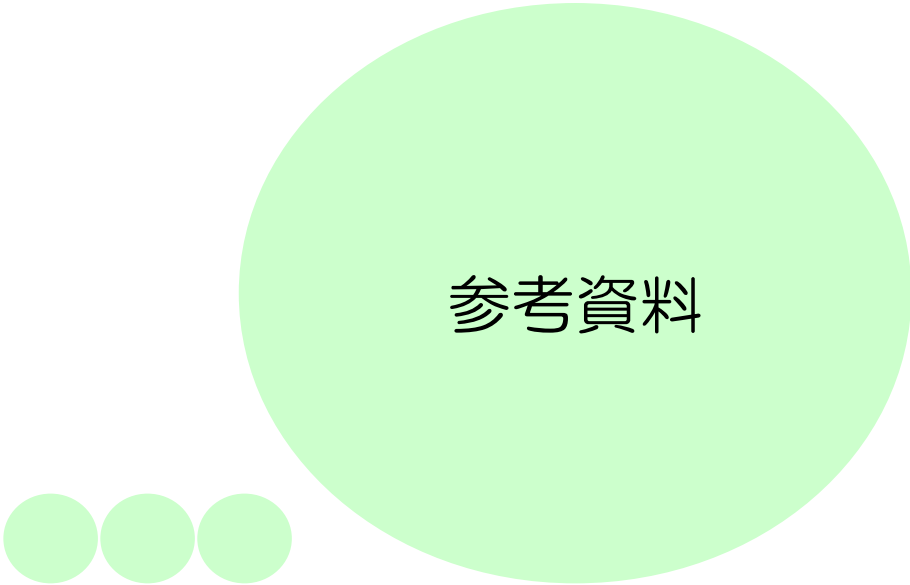
6 男女共同参画推進市民委員からの意見

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会は、誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会の実現を目指して、男女共同参画を啓発する事業や男女共同参画に関する調査研究等を行っています。

本計画期間の初年度でもあった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画どおりの事業実施が難しかったことと思います。

今後も、対面による事業の中止や規模縮小をはじめとした対策を講じる必要が続くと思いますが、目標の再設定や手法の工夫など、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいただきたいと思います。

今後、前年度評価との比較や、当該年度の目標を加えた報告書とし、自己評価の背景がわかりやすいよう、工夫をしていただけることを期待します。



参考資料

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱

平成30年6月21日訓令(乙)第126号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- (2) 武蔵村山市（以下「市」という。）が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (3) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (4) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内で活動する市民活動団体の関係者
- (3) 市内で活動する公共的団体の代表者又はその構成員
- (4) 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日訓令（乙）第35号）

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（乙）第28号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日訓令（乙）第15号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日訓令（乙）第16号）

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年3月18日訓令（乙）第30号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月21日訓令（乙）第126号）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 選出区分 |
|-------|---------|-------------|
| 委 員 長 | 南 葉 子 | 市長が必要と認めるもの |
| 副委員長 | 諸 橋 泰 樹 | 識見を有するもの |
| 委 員 | 堀 上 みち子 | 市民活動団体関係者 |
| 委 員 | 森 本 秀 子 | 市民活動団体関係者 |
| 委 員 | 鈴 木 友 理 | 公共的団体関係者 |
| 委 員 | 石 橋 正 隆 | 公募による市民 |
| 委 員 | 市 川 真 子 | 公募による市民 |
| 委 員 | 椎 野 芳 拳 | 公募による市民 |
| 委 員 | 武 田 亘 弘 | 公募による市民 |
| 委 員 | 原 田 夏 果 | 公募による市民 |

武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成12年3月16日
訓令(乙)第20号

(設置)

第1条 男女平等の実現を図り、及び男女共同参画社旗の形成を促進するための基本的な指針となる武蔵村山市男女共同参画計画(次条において「計画」という。)を策定し、並びに男女共同参画に関する施策(次条において「施策」という。)を効果的に推進するため、武蔵村山市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び施策の推進に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財務部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、同部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育指導課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は子ども家庭部子ども子育て支援課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日訓令(乙)第8号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令(乙)第27号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日訓令(乙)第11号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日訓令(乙)第116号)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則（平成29年3月31日訓令（乙）第29号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日訓令（乙）第156号）

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則（平成31年3月7日訓令（乙）第9号）

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則（令和2年1月29日訓令（乙）第6号）

この要綱は、令和2年1月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

| 区分 | 職名 | 氏名 |
|------|---------------|-------|
| 委員長 | 協働推進部長 | 雨宮 則和 |
| 副委員長 | 子ども子育て支援課長 | 高橋 一磨 |
| 委員 | 秘書広報課長 | 外園 元紀 |
| 委員 | 企画政策課長 | 増田 宗之 |
| 委員 | 職員課長 | 並木 篤志 |
| 委員 | 防災安全課長 | 石川 篤 |
| 委員 | 産業観光課長 | 中村 顕治 |
| 委員 | 高齢福祉課長 | 加藤 俊幸 |
| 委員 | 健康推進課長 | 持田 文吾 |
| 委員 | 子ども青少年課長 | 佐藤 哲郎 |
| 委員 | 教育指導課長 | 高橋 良友 |
| 委員 | 指導・教育センター担当課長 | 赤坂 弘樹 |
| 委員 | 文化振興課長 | 西原 陽 |
| 委員 | スポーツ振興課長 | |

武蔵村山市第四次男女共同参画計画
令和2年度（2020年度）
推進状況調査報告書

令和4年3月

発行 武蔵村山市男女共同参画推進委員会
（事務局）武蔵村山市 協働推進部 協働推進課
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111（代表）